

## 指定短期入所生活介護 重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

### 1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人南町田ちいろば会（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護みぎわホーム（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### 2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人南町田ちいろば会
所在地	東京都町田市南町田4丁目10番38号
代表者	理事長 森高登志夫
電話番号	042-796-1521

### 3 事業所の概要

#### (1) 事業所の概要

事業所	短期入所生活介護事業所
指定番号	1 3 7 3 2 0 0 2 4 3 【従来型】 1 3 7 3 2 0 5 6 6 3 【ユニット空床型】
所在地	東京都町田市南町田4丁目10番38号
管理者	煙山恭平
電話番号	042-796-1288
F A X 番号	042-796-1522
サービス提供地域	町田市、相模原市、大和市、横浜市、座間市の一部地域
送迎範囲	同上

#### (2) 設備の概要

居室	(併設型) 9室 【内訳】 1人部屋(7室) 2人部屋(2室) (ユニット空床型) 11室
静養室	1室 居室で静養することが一時的に困難な利用者に使用いただきます。
食堂	利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	1室 一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	6箇所 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	6箇所 利用者が使用しやすい適切な場所に設けます。
医務室	1室 利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
その他	以下の設備を設けています。 調理室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室等

## (3) 事業所の従業者体制

職	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	併設型 4名以上 空床型 30名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	併設型 1名以上 空床型 3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
その他の従業者		必要数

## (4) 営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日まで	
定員	【併設型】11名	【空床型】11名（空床がある場合の最大数）

## 4 サービスの概要

## (1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「別紙 利用料等」をご確認ください。

## ① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

## ② 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。

イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。

エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。

カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

## ③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床してダイニング等で食事を摂ることを支援します。

ア 朝食 8:00 ～ 10:00                      イ 昼食 12:00 ～ 14:00

ウ 夕食 17:00 ～ 19:00

## ④ 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

## ⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

## ⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

## ① 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

## ② 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

## 5 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の27日ごろまでに請求いたしますので、請求された月の8日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし
- ② 指定口座への現金振込み

## 6 サービスの中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

## ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

## ③ その他

・お客様がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、お客様やご家族等が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させ

ていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 7 代理人等について

(1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者に代わって又は利用者とともに、解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と共に連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額50万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

## 8 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

② 従業員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③ 事業所内での金銭等のやりとり

④ 従業員及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

- ⑦ 憲法に定められた宗教・政治の自由の範囲内で可能ですが、他の方への迷惑となるような執拗な活動

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います

14 守秘義務に関する対策

事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としてしています。

15 見守り支援システムについて

利用者の事故予防及び異常発生時の早期発見、夜間等職員少人数時の負担軽減を主な目的として、見守り支援機器【ライフリズムナビ®+Dr. (エコナビスタ 社)】を設置しております。呼び出しコール機能に加え、各居室に設置するセンサー及び見守りカメラ等により、利用者の呼吸・脈拍や睡眠状況・体動などを検知し、職員が使用する端末等に通知するシステムです。使用者のプライバシーに配慮することはもとより、個人情報取扱規程及び各種ガイドラインを遵守して使用いたします。

## 16 苦情相談窓口

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	代表番号 : 042-796-1288 受付時間 : 午前 10 時から午後 5 時まで 苦情受付窓口 : (短期入所生活介護事業所課長) 煙山恭平 苦情解決責任者 : (管理者) 煙山 恭平
------	---

◎公的機関においても、以下の機関において苦情等の申出等ができます。

町田市役所 介護保険課 給付係	所在地 : 東京都町田市森野 2-2-22 電話番号 : 042-724-4366 受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時まで *土、日、祝祭日ならびに年末年始は除きます。
東京都国民健康 保険団体連合会	所在地 : 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 : 03-6238-0177 受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時まで *土、日、祝祭日ならびに年末年始は除きます。

## 17 協力医療病院

名 称	南町田病院	名 称	町田慶泉病院
所 在 地	東京都町田市鶴間 4-4-1	所 在 地	東京都町田市南町田 2-1-47
連 絡 先	042-799-6161	連 絡 先	042-795-1668
診 療 科	内科・外科・整形外科 脳神経外科・泌尿器科 形成外科・皮膚科 眼科・耳鼻咽喉科他	診 療 科	内科・外科・血管外科 神経内科・腎臓内科 呼吸器内科・肛門外科 循環器内科・糖尿病内科他

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 18 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこ

れを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

2026. 4. 1

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 東京都町田市南町田四丁目10番38号

事業所名 短期入所生活介護みぎわホーム（併設型） 介護保険事業者番号1373200243

特別養護老人ホームみぎわホーム（空床型） 介護保険事業者番号1373205663

管理者名 煙山 恭平 印

説明者 \_\_\_\_\_

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（契約者）>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

<連帯保証人兼身元保証人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

短期入所生活介護  
重要事項説明書別紙（料金表）

利用料

1. お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。（1日の料金）

<多床室>

介護認定	単位数	サービス提供体制加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅰ	合計単位数	1日あたりの自己負担額（円）1割	1日あたりの自己負担額（円）2割	1日あたりの自己負担額（円）3割
要支援1	451	18				469	511	1,021	1,531
要支援2	561	18				579	630	1,260	1,890
要介護1	603	18	4	8	13	646	703	1,406	2,109
要介護2	672	18	4	8	13	715	778	1,556	2,334
要介護3	745	18	4	8	13	788	858	1,715	2,572
要介護4	815	18	4	8	13	858	934	1,867	2,801
要介護5	884	18	4	8	13	927	1009	2,017	3,026

<ユニット型個室（空床）>

介護認定	単位数	サービス提供体制加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	合計単位数	1日あたりの自己負担額（円）1割	1日あたりの自己負担額（円）2割	1日あたりの自己負担額（円）3割
要支援1	529	18				547	596	1,191	1,786
要支援2	656	18				674	734	1,467	2,200
要介護1	704	18	4	8	18	752	819	1,637	2,455
要介護2	772	18	4	8	18	820	893	1,785	2,677
要介護3	847	18	4	8	18	895	974	1,948	2,922
要介護4	918	18	4	8	18	966	1,051	2,102	3,153
要介護5	987	18	4	8	18	1,035	1,126	2,252	3,378

・処遇改善加算Ⅱ

一月につき介護報酬総単位数（合計単位数×加算率13.6%）を合算

〈送迎加算：片道184単位⇒報酬額2001円⇒自己負担額1割201円・2割401円・3割601円〉

※2級地の為、1単位が10.88円

## その他加算・減算について

項目	単位数		備考
送迎加算	片道につき	184 単位	利用者に対して送迎を行う場合
緊急短期入所 受入加算	1 日	90 単位	居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
長期利用減算	1 日	-30 単位	連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
身体拘束廃止 未実施減算	所定単位の 1 % 減		身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合
高齢者虐待防 止措置未実施 減算	所定単位の 1 % 減		虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合
業務継続計画 未策定減算	所定単位の 1 % 減		感染症や非常災害の発生時において業務継続計画(利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画)を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合 ※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和 7 年 3 月 31 日までの間適用しない。

## 2. その他の料金

- (1) 食費として 1 日 1,900 円 (朝食 470 円 昼食 780 円 夕食 650 円)
- (2) 居住費として 多床室 950 円 ユニット型個室 2,600 円
- (3) 日用品費として 150 円
- (4) 通常の実施地域を超えて送迎を行った場合 1 km につき 20 円

滞在費 食費 ※次頁に記載する「利用者負担段階」に従い設定

	多床室	ユニット型個室	食費
利用者負担段階	1 日あたり	1 日あたり	1 日あたり
第 1 段階	0 円	880 円	300 円
第 2 段階	430 円	880 円	600 円
第 3 段階①	430 円	1,370 円	1,000 円
第 3 段階②	430 円	1,370 円	1,300 円
第 4 段階	950 円	2,600 円	1,900 円

段階	対象者
保険料 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員（世帯分離の配偶者含）が住民税非課税であって老齢福祉年金受給者</li> <li>・生活保護の受給者</li> </ul>
保険料 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の前年年金収入等（その他合計所得含）が80万円以下</li> <li>・本人の資産が650万円以下（夫婦合計1,650万円以下）</li> <li>・世帯全員（世帯分離の配偶者含）が住民税非課税</li> </ul>
保険料 第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の前年年金収入等（その他合計所得含）が120万円以下</li> <li>・本人の資産が550万円以下（夫婦合計1,550万円以下）</li> <li>・世帯全員（世帯分離の配偶者含）が住民税非課税</li> </ul>
保険料 第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の前年年金収入等（その他合計所得含）が120万円超</li> <li>・本人の資産が500万円以下（夫婦合計1,500万円以下）</li> <li>・世帯全員（世帯分離の配偶者含）が住民税非課税</li> </ul>
保険料 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非該当</li> </ul>

## 確認書

利用契約の締結にあたり、入居者に対して本書面において重要事項別紙（料金表）を説明致しました。

年 月 日

[ 事業者 ]

所在地 東京都町田市南町田四丁目 10 番 38 号

名 称 社会福祉法人南町田ちいろば会  
短期入所生活介護 みぎわホーム

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から重要事項説明書別紙（料金表）の説明を受けました。

年 月 日

【利用者（契約者）】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

【代理人】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_